

日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会

第1回

議事要旨

1. 日 時 2024年11月13日（水）9:00～11:00
2. 会 場 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 会議室
オンライン会議（Microsoft Teams）併用
3. 出席者
 - ・委員（五十音順、敬称略）
大塚直、木下由香子、松原稔、渡邊純子
 - ・事務局
環境省 大臣官房 環境経済課
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
4. 議事次第
 - ・開会
 - ・委員紹介
 - ・議事
 - （1）本懇談会の背景と目的、検討事項について
 - （2）環境デュー・ディリジェンスに関する海外動向について
 - ― 仏・注意義務法、独・サプライチェーンDD法、EU・CSDDD
 - ― 開示制度との関係
 - ― 独仏における苦情申し立て・訴訟の事例
 - ― ガイダンス類の概要
 - （3）日本企業による対応促進のための「手引き」について
 - ・閉会

（配付資料）

- | | |
|-----|---------------------------|
| 資料1 | 懇談会設置趣旨 |
| 資料2 | 環境デュー・ディリジェンスに関する海外動向について |
| 資料3 | 日本企業による対応促進に向けた論点 |

- 参考資料1 日本企業の環境デュー・ディリジェンスに関する取組実態
※「令和4年度環境デュー・ディリジェンス普及等業務」に関わる
冊子等検討会 第1回配布資料

5. 議事録

議事（１） 懇談会設置趣旨について

- 事務局より、資料１に基づき説明があった。これに対する意見等は以下の通り。
 - 委員より、CSDDD への対処及び環境デュー・ディリジェンス（以下、環境 DD）の実装にあたっては、本社と欧州拠点の協働段階に差し掛かっており、やみくもに網羅性を求めるのではないリスクベースアプローチを推進すべきである。しかし、自力でのリスク判断に困難を抱える企業も多いため、環境 DD に前向きな企業文化の醸成について議論したい、とのコメントがあった。
 - 委員より、企業は環境課題全般に取り組んでいく必要があるが、気候変動以外の環境課題で用いるべき指標やリスクベースアプローチを適切に捉えることは難しく、全般的・包括的なアプローチに走る傾向にある。当懇談会では、環境 DD の枠組みや事例を通じ、マテリアリティを考える視点や効率的・効果的な枠組みについて議論したい、とのコメントがあった。
 - 委員より、環境 DD がますます重要になるなかで、企業が環境 DD の意義や重要性を理解し、腹落ちした上で取り組むことが出来るようになるのが理想である。また、環境 DD は人権 DD や他の社会課題全般とも密接に関連しているため、「Nexus」の中での環境 DD の位置づけについても議論したい、とのコメントがあった。
 - 委員より、環境 DD 対応はバリューチェーン全域に広がるため、その中で、日本企業にとって特に手引きとしてヒントが存在すると有用であると思われるものとして、環境の文脈におけるリスクベースアプローチの具体的手法があり、また、環境 DD の際に参照すべき根拠法も、CSDDD では、各国の環境法に加え、未だ法的拘束力のないソフトロー（環境分野は、各国の法律による規制手法が異なり、国によりまだ法制化が追いついていない部分にも環境リスク（しいては人権リスク）が潜んでいるため）、環境に関する権利についての人権法などに拡大しているため注意が必要、とのコメントがあった。
 - 委員より、CSDDD でも DD の対象範囲がバリューチェーンに及ぶことが特徴の１つであるが、これまでの日本企業のサステナビリティ DD 実務を見ていると、直接サプライヤーへの対応のみだけをコストをかけて行っており、求められているポイントを見落として躓いている企業が多いと感じる。すなわち、リスクの優先順位付けが不十分であり、情報収集・開示が不十分であるケースが多い。リスクベースアプローチについての、業種や事業の特性を加味した示唆や役立つツール等の紹介ができれば企業の支援につながるのではないかと、とのコメントがあった。
 - 委員より、リスク分析においては、科学に基づいた定量的な分析だけでなく、影響を受けるステークホルダーとの対話による定性的な分析の補完も環境 DD（特に人権面への影響）では必要である。最も脆弱なステークホルダーに該当するコミュニティは、人権 DD と環境 DD で重複するケースが多いため、これらを統合的に行う

ことが、より効率的な対応につながることも多い、とのコメントがあった。

- 委員より、環境 DD への効率的な対応に向けては、重点を置くべき DD プロセスを検討するのが良い。また、リスクベースアプローチは、欧州では環境 DD に限らず、AI 規制等の他政策においても利用されている考え方である、とのコメントがあった。

議事（２） 環境デュー・ディリジェンスに関する海外動向について

- 事務局より、資料 2 に基づき説明があった。これに対する意見等は以下の通り。

- 委員より、CSDDD の法制化において、気候変動のみ DD 義務の対象とならなかった背景や理由はあるかとの質問があった。これに対して、事務局より、欧州委員会による指令案には気候変動も DD の対象に含まれていたが、法制化に向けた EU 理事会や欧州議会との議論の中で見送られた。詳細な理由や背景は、公表情報からは読み取ることが出来なかった、と回答した。
- 委員より、CSDDD は当初、「サステナブルファイナンス行動計画」に基づくコーポレート・ガバナンス改革の一環として提案され、企業の短期思考を長期思考に転換させることを目的としていた。そのために必要な要素として、マネジメント層の長期思考化があり、それに付随する形で DD の実施義務化や、DD の実施・監督を取締役の義務として位置付けることが提案された。しかし、既に他の法律でガバナンスに関する改革が進んでいることもあり、企業・EU 加盟国からの反対意見が多く、取締役義務に関する条文の削除につながった、とのコメントがあった。
- 委員より、ファクトの羅列だけでなく、DD の法規制が行われている背景や、企業に求められる姿勢を整理することが必要ではないか、とのコメントがあった。
- 委員より、企業に環境 DD 対応が求められている背景で最もクリティカルなものは、公平な競争の場に立てなくなること、それにより国際競争力が維持できなくなるというリスクであり、外部不経済性が内部化するリスクも企業にとっては大きな懸念となる、とのコメントがあった。
- 委員より、長期的思考の必要性は、非常に重要な論点である。企業が社会に及ぼす影響力が増大する中で、取引先を含む巨大なバウンダリー内での振る舞いに対する社会からの要請に応じなければ、ビジネスが継続できない状況になりつつある。この状況を理解することが自発的な取組姿勢につながるのではないか、とのコメントがあった。
- 委員より、企業にとって環境 DD を実施する理由は、人や環境の犠牲のもとに成り立つビジネスは行わないという経営基盤の確立、リスクを事前に発見することによるコスト削減と正しいビジネスへの方向づけ、法律や顧客からの外部要請の 3 つがある。外部要請は環境 DD を行う上での強い原動力となるが、それが DD を実施する最大の理由になってしまうと、DD の本来の意義を見失ってしまう、とのコ

メントがあった。

- 委員より、リスクの発現事例に加え、実際の取組みの好事例やそれがポジティブな効果（機会）に繋がった例も紹介することによって、企業が社内に向けて環境 DD の必要性や手法を説明する際に実質的に役立つツールとなるのではないか、とのコメントがあった。
- 委員より、企業のモチベーション向上につながることを望ましいが、適切に対応しないことによるリスクにも触れておく必要があるのではないか、とのコメントがあった。

議事（３） 日本企業による対応促進のための「手引き」について

- 事務局より、資料 3 に基づき説明があった。これに対する意見等は以下の通り。
 - 委員より、大きな方向性に違和感はないが、既存の手引き等があまり浸透していない可能性について背景調査をしてほしい、とのコメントがあった。
 - 委員より、「経営基盤の観点から環境 DD を実施する」という意識は企業にとって重要であり、手引きにもサステナビリティ・ガバナンスの要素を含めることが必要だと考えられる。また、本来、人権 DD と環境 DD は相互に関連しているにも関わらず、人権は法務部門、環境はサステナビリティ部門といった縦割りの体制により、管轄が細分化してしまっている企業も多いため、体制構築に関するメッセージも伝えたい、とのコメントがあった。
 - 委員より、ステークホルダーエンゲージメントについて、対話してみたが収穫が得られなかったという企業や、対話を実施したふりをしてしまう企業が散見される。対話の実施自体が目的ではなく、何らかの収穫を得ることに意義があるという点を手引きで示し、チェックボックス的な対応ではなく、企業自らが問いを立てられるという段階に持っていけると良い、とのコメントがあった。
 - 委員より、100 点満点の対応を目指すのではなく、企業が問いを立てるという方向性は非常に重要である、とのコメントがあった。
 - 委員より、経営層が、DD 対応を単なる作業ではなく、重要な経営課題の 1 つであると認識することが重要である。CSDDD の 10 条及び 11 条に「潜在的なリスクや負の影響、顕在化したリスクがある場合には、ビジネス戦略やプロセスの改善や変革が求められる」とあるように、DD 対応がマネジメントの一環であることを強調して示すべきである、とのコメントがあった。
 - 委員より、企業内のクロスファンクショナルでの取組は重要だが、そこで議論される内容は共通項（戦略等）に関するものに留まり、日常的な業務の管轄は各部署に細分化されてしまうケースも多い。それにより、同じ企業の複数の部署から質問票が届くなど、サプライヤーの負担増大につながるってしまう恐れもある、とのコメントがあった。

- 委員より、企業が陥りがちな網羅的対応は、リスクベースアプローチでは優先順位が低いと判断したリスクについても、NGO 等から指摘を受けるのではないかとこの懸念に起因している。課題を課題として認識すること、その姿勢を開示することの重要性について手引きで言及があれば良い、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDD を踏まえた今回の手引きの作成において、焦点を当てる事項を絞り込むのであれば、リスクベースアプローチ、ステークホルダーとのエンゲージメント（利害関係者との対話）、DD を行うべきバリューチェーンの範囲の広がり、グリーンバンスメカニズムに必要な要件、契約条項による手当での必要性などが挙げられる。グリーンバンスメカニズムに関しては、既存の内部通報制度とのギャップの内容やアップデートの必要性を手引きで示すだけでも、企業の対応改善につながるのではないかと。加えて、フランス等の実際の訴訟事例も踏まえ、日本企業も、満遍なくリスク分析を実施し綺麗なリスクマッピングを作成して対応するのみで、ステークホルダーとの意味のある対話などのロジック・合理的な根拠に基づき優先順位を付けていない場合には訴訟リスクにつながりかねない、というメッセージも重要ではないかと。また、ガバナンスに環境 DD の対応を組み込む好事例を、ポイントを示して解説することも有用と思われる、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDD 上でのステークホルダーの定義には、環境 NGO も含まれるが、日本企業のこれまでの DD 実務における一般的な対話先である有識者、投資家、支援者等は、そこで想定されているステークホルダーには該当しない。環境 DD は人権 DD と比べて、データや NGO が持つ知見といった科学的な裏付けをより重視する傾向にあるが、そういった対話すべきステークホルダーの定義に従い、見落としが無いよう留意する必要がある。優先順位の高いリスクについては、まだ各国において法制化はされていない部分についても、専門家だけでなく地元住民等との継続的な対話が重要であるケースもある、とのコメントがあった。
- 委員より、企業が最も課題を抱えている分野はステークホルダーエンゲージメントであると思われ、手引きにおいても詳細に記述することが望ましい。また、リスクの特定評価については、リスクの大きさによって予防措置などの対応方法も異なってくる。現場との関係も含めて記述いただきたい、とのコメントがあった。
- 委員より、DD に関しては、「重大なリスクは無い」という開示よりも、DD の実施による発見事項と今後の経営への示唆について開示しているほうが望ましい。発見されたリスクや課題に対する経営層の視点が明らかになれば、静的な枠組みから動的な枠組みへと変化する。また、『機関投資家向け「ビジネスと人権」ガイド』（ILO、PRI）にある「投資家による企業への問いかけ例」のような、DD に関する投資家からの質問例リストを手引きに付けると、企業にも活用してもらいやすいのではないかと、とのコメントがあった。
- 委員より、内部通報制度は、サプライチェーンから情報が表出するきっかけとなり

得るものであり、将来的には、途上国等からの通報に対し、適切な対応とスピード感が求められるようになるのではないかと、とのコメントがあった。

- 環境省より、「環境 DD は動的な枠組みへと変化し得る」という意見に賛同する。外部機関からの指摘を改善の契機と捉え、対応を継続してほしいと考えているが、完璧主義に陥らないよう、リスクの大きさを加味した時間軸の引き方など、経営層への呼びかけも含んだ手引きを作っていきたい、とのコメントがあった。
- 委員より、合理的根拠に基づきリスクベースアプローチを行っていてもリスクは防止しきれないという限界はあるが、訴訟に至る前のステークホルダーとの対話姿勢と、国際規範や CSDDD により求められる DD の要点をおさえたロジックに基づく十分なコミュニケーションの改善が訴訟回避のためにも重要である。社外からの重要な指摘がガバナンスの俎上に乗り実質的かつ適切な議論がされるような体制を構築する必要がある、とのコメントがあった。
- 委員より、2 年前の企業調査において「DD を実施している」と回答した企業が、実際にはどのような内容の DD を実施しているのか気掛かりである。ステークホルダーエンゲージメントの実施を含む「きちんとした・信頼できる DD」の定義があれば望ましいとのコメントがあった。
- 委員より、環境 DD を実施したふりにならないこと、積極的な情報開示が企業にとって一般的となるような雰囲気を醸成していくことが重要である、とのコメントがあった。

以上